

議案第 8 7 号

裁判上の和解について

1 和解の趣旨

令和 6 年 2 月 2 7 日に発生した強風によって、川越市立中央図書館敷地内の駐車場付近に設置していた A 型バリケードが破損し、その一部が飛ばされたことにより、当該駐車場に駐車していた車両を損傷させたとして、当該車両の使用者が本市に対し損害賠償金等の支払を求めた訴訟（川越簡易裁判所 令和 7 年（ハ）第 3 6 7 号損害賠償請求事件）において、裁判上の和解をしようとするものです。

2 和解の内容

被告は、原告に対し、本件の損害賠償債務として、2 4 4, 1 8 5 円を支払うこと等を内容とするものです。

3 当事者

(1) 原告

所沢市緑町三丁目 5 番 1 6 号
株式会社 C H E E R F U L
代表取締役 折原 太朗

(2) 被告

川越市